

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件
宇区第1号	第1種区画漁業	あわび垂下式・ひおうぎ垂下式・わかめ・こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町井野浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町井野浦防波堤突端北端 B 西宇和郡伊方町佐田防波堤突端東端 C 西宇和郡伊方町大佐田防波堤突端西端 D 西宇和郡伊方町井野浦松ヶ鼻 点 ア Aから60度115メートルの点 イ Bから180度80メートルの点 ウ Cから312度110メートルの点 エ Cから293度120メートルの点 オ DからB見通し60メートルの点 カ DからA見通し50メートルの点	団体漁業種	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2のとおり
宇区第2号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町川永田室の鼻地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町川永田室ノ鼻灯台から北東へ120メートルの祠 B 西宇和郡伊方町川永田防波堤の付根から海岸線沿い南東へ150メートルの水路口 点 ア Aから西宇和郡伊方町仁田之浜波止東端見通し250メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町湊浦埋立地北西端見通し220メートルの点	〃	西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田、河内及び豊之浦	別記2のとおり
宇区第3号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市保内町川之石大馬越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町川之石10番耕地56の2地先の突端 点 ア Aから八幡浜市保内町川之石龍潭寺東端見通し100メートルの点 イ Aから八幡浜市保内町川之石小学校体育館東端見通し180メートルの点 ウ Aから63度200メートルの点 エ Aから90度138メートルの点	〃	八幡浜市保内町川之石、喜木、須川及び宮内	別記2のとおり
宇区第4号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市保内町川之石榎の木浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町川之石10番耕地24の1地先の突端標識 点 ア Aから八幡浜市保内町川之石亀岩見通し50メートルの点 イ Aから八幡浜市保内町川之石亀岩見通し550メートルの点 ウ イから285度100メートルの点 エ アから285度100メートルの点	〃	八幡浜市保内町川之石、喜木、須川及び宮内	別記2のとおり
宇区第5号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市向灘アラジロ地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市田ノ浦鼻の標識 B 八幡浜市ハンガクボの標識 C 八幡浜市矢野崎鼻から護岸沿い東へ340メートルの標識 点 ア Aから172度345メートルの点 イ Bから210度350メートルの点 ウ Cから170度375メートルの点 エ Cから183度290メートルの点 オ Cから195度75メートルの点 カ Bから210度80メートルの点 キ Aから172度80メートルの点	〃	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇区第6号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市小根ヶ浦地先	ABの直線とAB間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市小根ヶ浦東鼻 B 八幡浜市鯛引鼻	〃	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇区第7号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大根ヶ浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市小倉鼻 B 八幡浜市大根ヶ浦鼻 点 ア Aから346度60メートルの点 イ Aから346度151メートルの点 ウ Bから346度121メートルの点 エ Bから346度30メートルの点	〃	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇区第8号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大洲江地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市トウガウラ鼻 B 八幡浜市鯛引網干場東基部から護岸沿い東へ20メートルの標識 点 ア Aから169度210メートルの点 イ Bから170度260メートルの点	〃	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇区第9号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町白石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市合田セノタキ大岩から護岸沿い西へ410メートルの標識 B 八幡浜市川上町白石火の見樁西護岸から海岸線沿い南へ18.5メートルの標識 点 ア Aから249度90メートルの点 イ Aから249度180メートルの点 ウ Bから230度164メートルの点 エ Bから230度64メートルの点	〃	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇区第10号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町白石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町白石公民館南角から護岸沿い南へ15メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ158メートルの標識 点 ア Aから263度80メートルの点 イ Aから263度190メートルの点 ウ Bから257度155メートルの点 エ Bから257度45メートルの点	〃	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇区第11号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町上泊地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町上泊田ノ浦川河口端西角 B 八幡浜市川上町上泊防波堤突端中央 点 ア Aから326度116メートルの点 イ Aから342度88メートルの点 ウ Aから19度94メートルの点 エ Bから107度258メートルの点 オ Bから65度166メートルの点 カ Bから203度59メートルの点	〃	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件
宇区第12号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町上泊地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びビアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町上泊通路鼻突端から護岸沿い南へ113メートルの標識 B 八幡浜市川上町上泊防波堤突端中央 点 ア Aから153度30メートルの点 イ Aから153度70メートルの点 ウ Bから65度55メートルの点 エ Bから65度100メートルの点 オ Aから67度130メートルの点	//	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇区第13号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市穴井地先	Aア及びアBの2直線とA間最大の低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真網代戊小網代穴埋立地西端 B 八幡浜市穴井漁港北防波堤西側基部 点 ア Aから165度260メートルの点	//	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇区第14号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市穴井地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市穴井保育所西端より護岸沿い南へ90メートルの標識 B 八幡浜市穴井保育所西端より護岸沿い南へ620メートルの標識 点 ア Aから348度200メートルの点 イ Aから348度350メートルの点 ウ Bから349度380メートルの点 エ Bから349度200メートルの点	//	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇区第15号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町伊崎地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町周木南海岸護岸北端 B 西予市三瓶町周木南海岸護岸南端 C 西予市三瓶町須崎鼻 点 ア Aから294度60メートルの点 イ Bから310度100メートルの点 ウ Cから310度80メートルの点	//	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇区第16号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町須崎地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町長早4-136-1東端 B 西予市三瓶町須崎観音遊歩道東端 点 ア Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し50メートルの点 イ Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し300メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町皆江鯨岩見通し310メートルの点 エ Bから西予市三瓶町皆江鯨岩見通し60メートルの点	//	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇区第17号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町長早地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町長早第一防波堤付根から突端沿い70メートルの標識 B 西予市三瓶町長早4-136-1東端 点 ア Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し30メートルの点 イ Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し250メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町皆江鯨岩見通し300メートルの点 エ Bから西予市三瓶町皆江鯨岩見通し50メートルの点	//	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇区第18号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町長早地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町長早3-21-3東端から海岸沿い東へ80メートルの標識 B 西予市三瓶町長早3-722-8暗渠口 点 ア Aから西予市三瓶町二本松標識見通し50メートルの点 イ Aから西予市三瓶町二本松標識見通し270メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町福島西端見通し250メートルの点 エ Bから西予市三瓶町福島西端見通し50メートルの点	//	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇区第19号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町赤崎地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町赤崎ふくろよせ岩から南西へ150メートルの標識 B 西予市三瓶町赤崎ふくろよせ岩から北東へ200メートルの標識 点 ア Aから西予市三瓶町福島北端見通し50メートルの点 イ Aから西予市三瓶町福島北端見通し250メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し250メートルの点 エ Bから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し50メートルの点	//	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇区第20号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町赤崎地先	BA、AA、アイ及びICの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町赤崎鼻南端 B 西予市三瓶町福島北端から海岸沿い東へ45メートルの標識 C 西予市三瓶町福島南端 点 ア Aから170度320メートルの点 イ Cから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し150メートルの点	//	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇区第21号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町赤崎地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びビアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町有太刀防波堤西側突端 B 西予市三瓶町有太刀中鼻突端 C 西予市三瓶町赤崎鼻から海岸沿い東へ80メートルの標識 点 ア Aから西予市三瓶町蔵貫浦1402-3東端見通し20メートルの点 イ Aから西予市三瓶町蔵貫浦1402-3東端見通し250メートルの点 ウ Bから168度300メートルの点 エ Cから170度300メートルの点 オ Cから170度20メートルの点	//	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇区第22号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町辰ヶ崎地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町蔵貫浦1543-1西端角 B 西予市三瓶町辰ヶ崎突端より海岸沿い南西へ120メートルの標識 点 ア Aから西予市三瓶町有太刀中鼻突端見通し60メートルの点 イ Aから西予市三瓶町有太刀中鼻突端見通し260メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町福島西端見通し380メートルの点 エ Bから西予市三瓶町福島西端見通し140メートルの点	//	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇区第23号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町枯井地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町皆江128-5西端 B 西予市三瓶町皆江85-1前標識 C 西予市三瓶町皆江94-2前護岸東端	//	西予市三瓶町	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称 (除く)	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は 団体漁業種の別	関係地区	条件
					点 ア Aから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し40メートルの点 イ Aから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し290メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し390メートルの点 エ Bから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し20メートルの点 オ Cから西予市三瓶町長早3-722-7東端見通し20メートルの点 カ Cから西予市三瓶町長早3-722-7東端見通し130メートルの点			
宇区第24号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町下泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町下泊神子の浦防波堤突端 B 西予市三瓶町下泊神子の浦南鼻の標識 点 ア Aから西予市三瓶町下泊本浦防波堤突端見通し80メートルの点 イ Bから西予市三瓶町下泊泊崎東端見通し100メートルの点	〃	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇区第25号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町高島地先	アイ、イウ、ウエ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町高島防波堤付根 B 西予市三瓶町高島第1消波堤東端 C 西予市三瓶町高島防波堤突端 点 ア Aから同防波堤沿い南へ150メートルの点 イ Bから西予市三瓶町神子の浦ドウノウシロ鼻見通し50メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町神子の浦ドウノウシロ鼻見通し330メートルの点	〃	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇区第26号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町ミツクリ島地先	アイ、イウ、ウエ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町小高島第2消波堤東端 点 ア Aから51度300メートルの点 イ Aから88度470メートルの点 ウ Aから153度350メートルの点 エ Aから202度160メートルの点	〃	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇区第27号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町田之浜地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びウAの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町田之浜西成護岸西側標識 B Aから国道沿い南西へ150メートルの標識 C Aから護岸沿い北東へ150メートルの標識 点 ア Cから148度25メートルの点 イ Cから148度175メートルの点 ウ Bから148度200メートルの点 エ Bから148度100メートルの点 オ Aから148度80メートルの点 カ Aから148度30メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2のとおり
宇区第28号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町田之浜地先	アイ、イウ、ウエ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町田之浜東防波堤付根 B 西予市明浜町田之浜中防波堤付根から海岸線沿い東へ30メートルの標識 点 ア Aから213度90メートルの点 イ Aから213度250メートルの点 ウ Bから190度330メートルの点 エ Bから190度170メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2のとおり
宇区第29号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町宮野浦地先	アイ、イウ、ウエ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町宮野浦旧藤堂石灰前棧橋から護岸沿い北へ30メートルの標識 B 西予市明浜町宮野浦旧藤堂石灰前棧橋から護岸沿い南へ50メートルの標識 点 ア Aから89度50メートルの点 イ Aから89度240メートルの点 ウ Bから117度210メートルの点 エ Bから117度20メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2のとおり
宇区第30号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町宮野浦地先	アイ、イウ、ウエ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町宮野浦1224番地護岸角標識 B Aから護岸沿い南西へ225メートルの標識 点 ア Aから130度50メートルの点 イ Aから130度190メートルの点 ウ Bから146度170メートルの点 エ Bから146度30メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2のとおり
宇区第31号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西予市明浜町高山地先	アイ、イウ、ウエ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町高山小僧都棧橋付根 B Aから南へ60メートルの標識 点 ア Aから275度30メートルの点 イ Aから275度150メートルの点 ウ Bから275度145メートルの点 エ Bから275度25メートルの点	〃	西予市明浜町	別記1及び2のとおり
宇区第32号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌6月30日まで	西予市明浜町高山地先	アイ、イウ、ウエ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町高山小僧都棧橋付根から南へ60メートルの標識 B Aから南へ60メートルの標識 点 ア Aから275度25メートルの点 イ Aから275度145メートルの点 ウ Bから275度150メートルの点 エ Bから275度30メートルの点	〃	西予市明浜町	別記1及び2のとおり
宇区第33号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西予市明浜町高山地先	アイ、イウ、ウエ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜恣いそ東側立岩標識 B 西予市明浜町高山乙12番地2東南角から110度140メートルの点(ナガレ西側立岩) 点 ア Aから175度30メートルの点 イ Aから175度160メートルの点 ウ Bから187度180メートルの点 エ Bから187度50メートルの点	〃	西予市明浜町	別記1及び2のとおり
宇区第34号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜3の崎防波堤北側付根から北へ50メートルの標識 B 西予市明浜町狩浜3の崎防波堤北側付根から東へ150メートルの標識 C 西予市明浜町狩浜3の崎防波堤北側付根から東へ150メートルの標識 D 西予市明浜町狩浜本浦川河口南角	〃	西予市明浜町	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件
					点 ア Aから西予市明浜町狩浜うどの鼻西角見通し線とCから西予市明浜町狩浜不動崎東角見通し線との交点 イ Cから西予市明浜町狩浜不動崎東角見通し線とDから西予市明浜町狩浜島の元南端見通し線との交点 ウ Bから西予市明浜町狩浜門の脇集会所西端見通し線とDから西予市明浜町狩浜島の元南端見通し線との交点			
宇区第35号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町渡江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町渡江だけの鼻東南角 B 西予市明浜町渡江うどの鼻北西角 点 ア Aから46度30メートルの点 イ Aから46度190メートルの点 ウ Bから53度230メートルの点 エ Bから53度70メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2のとおり
宇区第36号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町渡江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町渡江間口北側臨海道路終点から北へ60メートルの標識 B 西予市明浜町渡江うどの鼻北西角 点 ア Aから24度30メートルの点 イ Aから24度205メートルの点 ウ Bから53度245メートルの点 エ Bから53度70メートルの点	〃	西予市明浜町	別記2のとおり
宇区第37号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙779ちようしが浮東側石段の標識 B 宇和島市吉田町奥浦大良大良防波堤南側付根から北東へ110メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し120メートルの点 イ Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し250メートルの点 ウ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し245メートルの点 エ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し115メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇区第38号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙688-2製造場前の標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙646-2畑南角から南へ15メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し220メートルの点 イ Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し350メートルの点 ウ Bから宇和島市宇土の崎見通し380メートルの点 エ Bから宇和島市宇土の崎見通し250メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇区第39号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙517バラベツ西角から護岸沿い西へ150メートルの標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙517バラベツ東角から護岸沿い東へ120メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島鯖網代見通し130メートルの点 イ Aから宇和島市九島鯖網代見通し305メートルの点 ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し150メートルの点 エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し100メートルの点	〃	宇和島市吉田町	1 別記2のとおり 2 当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が1,257平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:円形、規格:直径20メートル、台数:4台 3 当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込み尾数は、1,180尾を超えてはならない。なお、移送による活込みは除く。
宇区第40号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙517バラベツ西角から護岸沿い西へ160メートルの標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙517バラベツ東角から護岸沿い東へ120メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島鯖網代見通し420メートルの点 イ Aから宇和島市九島鯖網代見通し610メートルの点 ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し470メートルの点 エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し280メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇区第41号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙480バラベツ東側の標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙517バラベツ東角から護岸沿い東へ120メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島坪浦鼻見通し290メートルの点 イ Aから宇和島市九島坪浦鼻見通し480メートルの点 ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し470メートルの点 エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し280メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇区第42号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙407-3石垣深浦西入口 B 宇和島市吉田町奥浦乙379-1橋が浦埋立地南東端(わらびながし) 点 ア Aから宇和島市吉田町奥浦甲211-4地先中浦船揚場見通し70メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町奥浦甲211-4地先中浦船揚場見通し235メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町奥浦甲2806ブロック建本家中央見通し250メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町奥浦甲2806ブロック建本家中央見通し70メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇区第43号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦甲3466-1網干場の標識 B 宇和島市吉田町奥浦甲4352船間防波堤南側付根 点 ア Aから宇和島市引出鼻灯台見通し340メートルの点 イ Aから宇和島市引出鼻灯台見通し750メートルの点 ウ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し740メートルの点 エ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し340メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件
宇区第44号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君75-1地先ズベリ西角の標識 B 宇和島市吉田町南君188-4日選果場前パラベットの標識 点 ア Aから宇和島市吉田町南君野島山3094中央見通し220メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町南君野島山3094中央見通し390メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦権現山山頂見通し320メートルの点 エ Bから宇和島市三浦権現山山頂見通し150メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇区第45号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君馬の謫1329-4ツボイの標識 B 宇和島市吉田町南君馬の謫1349-2のパラベット南側突端 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し430メートルの点 イ Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し630メートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し450メートルの点 エ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し250メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇区第46号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君馬の謫1399-1鰐肌標識 B 宇和島市吉田町南君馬の謫1453-1焼却場パラベットから護岸沿い西へ20メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島藤ヶ尻見通し190メートルの点 イ Aから宇和島市九島藤ヶ尻見通し390メートルの点 ウ Bから宇和島市九島宇土ノ崎見通し350メートルの点 エ Bから宇和島市九島宇土ノ崎見通し150メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇区第47号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町南君地先	Cア、アイ、イウ及びウDの4直線とCD間の最大低潮時海岸線から60メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君馬の謫1454竜王鼻南東端 B 宇和島市吉田町南君牛川2903-3渡川橋西端角 C 宇和島市吉田町南君牛川3112-58造船所西角の標識 D 宇和島市吉田町南君牛川3109-2地先金蔵岩から西へ35メートルの標識 点 ア AからC見通し線とBから宇和島市只波鼻西端見通し線との交点 イ Bから宇和島市只波鼻西端見通し760メートルの点 ウ Dから宇和島市赤松久保ヶ尻むしくい鼻見通し250メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇区第48号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町浅川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大高潮時海岸線における境界点 B 宇和島市吉田町浅川101浅川防波堤中央旧浅川防波堤突端部分 点 ア Aから宇和島市赤松久保ヶ尻むしくい鼻より東へ75メートルの点見通し90メートルの点 イ Aから宇和島市赤松久保ヶ尻むしくい鼻より東へ75メートルの点見通し240メートルの点 ウ Bから宇和島市大浦と同市吉田町との最大高潮時海岸線における境界見通し230メートルの点 エ Bから宇和島市大浦と同市吉田町との最大高潮時海岸線における境界見通し80メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇区第49号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町知永地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町知永4-1259地先の標識 B 宇和島市吉田町知永丁1960地先の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大高潮時海岸線における境界見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大高潮時海岸線における境界見通し320メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町浅川836-4車庫見通し320メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町浅川836-4車庫見通し100メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇区第50号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	宇和島市吉田町野島地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間との最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君野島山3094(立岩)から東へ250メートルの標識 B 宇和島市吉田町南君野島山3094東端の標識 C 宇和島市吉田町南君野島山3094南側旧石採場の標識 点 ア Aから宇和島市只波鼻見通し120メートルの点 イ Bから宇和島市室崎見通し120メートルの点 ウ Cから宇和島市高島西端見通し120メートルの点	〃	宇和島市吉田町	別記1及び2のとおり
宇区第51号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市大浦赤松只波地先	アイ、イカ、カキ、キク、クオ、オエ及びエアの7直線によって囲まれた区域。ただし、ウカ、カオ、オエ及びエウの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市大浦赤松只波久保ヶ尻突端 点 ア Aから264度430メートルの点 イ Aから276度430メートルの点 ウ Aから297度320メートルの点 エ Aから264度280メートルの点 オ Aから297度170メートルの点 カ Aから320度285メートルの点 キ Aから38度30分420メートルの点 ク Aから57度365メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇区第52号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市大浦赤松地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 基点 A 宇和島市大浦甲2341番地3東角 B 宇和島市赤松赤松漁港4A防波堤南側付根 点 ア Aから宇和島市蛤願成寺中央見通し10メートルの点 イ Aから宇和島市蛤願成寺中央見通し140メートルの点 ウ Bから宇和島市蛤ナガサコ突端見通し150メートルの点 エ Bから宇和島市蛤ナガサコ突端見通し25メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件
宇区第53号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市坂下津、白浜地先	アイ、イエ、エオ、オD、Fカ、カキ、キク、クケ及びケアの9直線とDF間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エコ、コサ及びサウの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市白浜漁港防波堤付根 B 宇和島市白浜漁港防波堤突端 C 宇和島市白浜184番地新田北角の標識 D 宇和島市白浦黒鼻西端 E 宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田東角 F 宇和島市坂下津甲18番地3地先前棧橋付根 G 宇和島市坂下津愛媛県水産研究センター魚類検査室前護岸標識 H 宇和島市坂下津戎山海底線陸揚室 I 宇和島市大浦甲2179番地19の西角 J 宇和島市百之浦西防波堤突端 K 宇和島市本九島東防波堤突端 L 宇和島市石応漁港東防波堤突端 点 ア AからK見通し線とHからL見通し線との交点 イ AからK見通し160メートルの点 ウ Bから6度30分160メートルの点 エ イからウの延長線とCからJ見通し線との交点 オ CからJ見通し50メートルの点 カ FからI見通し線とGからE見通し線との交点 キ GからE見通し350メートルの点 ク Gから297度30分460メートルの点 ケ HからL見通し470メートルの点 コ CからJ見通し線とHからL見通し線との交点 サ BからJ見通し線とHからL見通し線との交点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇区第54号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池1679番地2新田前護岸西端 点 ア Aから289度77メートルの点 イ Aから289度132メートルの点 ウ Aから239度210メートルの点 エ Aから225度180メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇区第55号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池琵琶ヶ島ドベラギ鼻西端 B 宇和島市小池島首島北端 点 ア Aから264度590メートルの点 イ Bから349度560メートルの点 ウ Bから92度365メートルの点 エ Aから191度645メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇区第56号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島裏地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市九島宇土ヶ鼻標識 B 宇和島市九島サワジロ標識 点 ア Bから300度200メートルの点 イ Bから300度800メートルの点 ウ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し780メートルの点 エ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し160メートルの点 オ Bから300度410メートルの点 カ Bから300度600メートルの点 キ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し580メートルの点 ク Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し370メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇区第57号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島荒網代地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びエアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島宇土ヶ鼻北端 B 宇和島市九島坪浦鼻北端 点 ア Aから340度120メートルの点 イ Aから348度150メートルの点 ウ Aから89度30分550メートルの点 エ Bから35度45メートルの点 オ Bから247度30分130メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇区第58号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市蛤和田地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びケアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蛤704番地1(長さこ)地先護岸標識 B 宇和島市蛤77番地2前護岸南角の標識 点 ア Aから336度430メートルの点 イ Aから351度495メートルの点 ウ Aから赤松漁港4A防波堤南側付根見通し265メートルの点 エ Bから51度225メートルの点 オ Bから73度95メートルの点 カ Aから赤松漁港4A防波堤南側付根見通し120メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇区第59号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市蛤地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応漁港西防波堤付根 B 宇和島市蛤九島漁港(蛤)西防波堤中央屈折地点南側 C 宇和島市蛤九島漁港(蛤)西防波堤突端 D 宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センター南角 E 宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前護岸東角 点 ア BからE見通し83メートルの点 イ BからE見通し線とAからD見通し線との交点 ウ CからE見通し線とAからD見通し線との交点 エ CからE見通し82メートルの点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇区第60号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市百之浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応漁港西防波堤付根 B 宇和島市本九島1512番地前護岸標識 C 宇和島市百之浦九島漁港(百之浦)防波堤北側付根 D 宇和島市蛤新3番地4新田西角標識 E 九島大橋戎山側付根 F 宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センター南角 G 宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前護岸東角 H 宇和島市白浦黒鼻 点 ア CからH見通し線とBからE見通し線との交点 イ CからH見通し線とAからF見通し線との交点 ウ DからG見通し線とAからF見通し線との交点 エ DからG見通し線とBからE見通し線との交点	〃	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件
宇区第61号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市本九島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びビアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応漁港西防波堤付根 B 宇和島市本九島1873番地1前護岸標識 C 宇和島市本九島1861番地前護岸標識 D 宇和島市百之浦九島漁港(百之浦)防波堤南側付根 E 宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センター南角 F 宇和島市白浜184番地 G 宇和島市白浜557番地3地崎前防波堤(小島防波堤)突端 点 ア CからG見通し線とBからD見通し線との交点 イ CからG見通し線とAからE見通し線との交点 ウ DからF見通し線とAからE見通し線との交点 エ DからF見通し25メートルの点 オ DからB見通し120メートルの点	"	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇区第62号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市本九島地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市本九島1876番地1前護岸標識 B 宇和島市本九島1885番地前護岸標識 C 宇和島市本九島箱崎湯場西角 点 ア Aから宇和島市石応漁港鉄塔見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市石応1153番地4見通し60メートルの点 ウ Cから宇和島市石応漁港東防波堤中央屈折地点西側見通し100メートルの点	"	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇区第63号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市本九島地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島小真坂鼻西端 点 ア Aから143度268メートルの点 イ Aから159度463メートルの点 ウ Aから186度345メートルの点 エ Aから194度137メートルの点	"	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇区第64号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市小高島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小高島念仏瀨南端 B 宇和島市小高島丸山南端 C 宇和島市小高島竜王島南端 D 宇和島市本九島箱崎西端海岸沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市石応鍋島北端見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市石応鍋島北東端見通し118メートルの点 ウ Cから宇和島市石応漁港東防波堤付根見通し110メートルの点 エ CからD見通し50メートルの点	"	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇区第65号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	宇和島市平浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池島首島引出鼻 B 宇和島市平浦はかり岩 点 ア Aから263度30分200メートルの点 イ Bから宇和島市遊子ニワトリ小島見通し110メートルの点	"	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記1及び2のとおり
宇区第66号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市石応水谷地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応水谷排水口 B 宇和島市石応黒岩の埋立地と県道の接点から護岸沿い南へ92メートルの標識 点 ア Aから宇和島市遊子高島西の丸見通し50メートルの点 イ Aから宇和島市遊子高島西の丸見通し200メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町野島中央丸見通し50メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町野島中央丸見通し175メートルの点	"	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇区第67号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦大内、安米地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西新10番地前護岸標識 B 宇和島市三浦西440番地東端の標識 点 ア AからB見通し210メートルの点 イ Bから宇和島市三浦名切崎見通し225メートルの点	"	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇区第68号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波4790番地島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金属板 点 ア Aから86度10分42秒456メートルの点 イ Aから321度33分44秒886メートルの点 ウ Aから333度04分58秒966メートルの点 エ Aから71度05分03秒610メートルの点	"	宇和島市下波	別記2のとおり
宇区第69号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケオ及びビアの10直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属板 点 ア Aから89度40分22秒248メートルの点 イ Aから329度58分42秒471メートルの点 ウ Aから350度30分14秒544メートルの点 エ Aから340度04分53秒718メートルの点 オ Aから06度45分970メートルの点 カ Aから16度30分875メートルの点 キ Aから21度30分1,030メートルの点 ク Aから29度18分47秒990メートルの点 ケ Aから31度19分35秒1,125メートルの点 コ Aから48度10分08秒1,145メートルの点	"	宇和島市下波	別記2のとおり
宇区第70号	第1種区画漁業	ひおき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属板 点 ア Aから100度57分47秒331メートルの点 イ Aから89度40分22秒248メートルの点 ウ Aから65度39分18秒411メートルの点 エ Aから76度53分15秒464メートルの点	"	宇和島市下波	別記2のとおり
宇区第71号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波蜂の巣鼻地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属板 点 ア Aから314度00分44秒1,169メートルの点 イ Aから309度43分45秒1,835メートルの点 ウ Aから331度43分31秒2,089メートルの点 エ Aから344度11分04秒1,537メートルの点	"	宇和島市下波及び蔭淵地区	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇区第72号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びビエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子雨宿島東端 点 ア Aから123度375メートルの点 イ Aから110度450メートルの点 ウ Aから121度570メートルの点 エ Aから132度520メートルの点	//	宇和島市遊子	別記1及び2のとおり
宇区第73号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 B 宇和島市遊子番匠鼻東端 点 ア Aから120度135メートルの点 イ Aから91度630メートルの点 ウ Aから91度1,080メートルの点 エ Bから83度1,265メートルの点 オ Bから83度615メートルの点 カ Bから69度200メートルの点	//	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇区第74号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びビエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子水荷浦防波堤北側突端 B 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 点 ア Aから79度240メートルの点 イ Aから84度335メートルの点 ウ Bから11度210メートルの点 エ Bから343度230メートルの点	//	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇区第75号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びビキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子水荷浦鼻北東端 B 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 点 ア Aから138度175メートルの点 イ Aから120度275メートルの点 ウ Aから99度250メートルの点 エ Aから97度400メートルの点 オ Aから123度1,030メートルの点 カ Bから87度1,000メートルの点 キ Bから66度225メートルの点	//	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇区第76号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びビオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島西端 B 宇和島市遊子高島小網代鼻南端 C 宇和島市遊子高島家の前鼻南端 点 ア Aから110度135メートルの点 イ Bから181度100メートルの点 ウ Cから248度120メートルの点 エ Cから190度360メートルの点 オ Aから138度400メートルの点	//	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇区第77号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びビキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島家の前鼻南端 B 宇和島市遊子高島家鼻東端 点 ア Aから225度100メートルの点 イ Bから200度210メートルの点 ウ Bから91度125メートルの点 エ Bから123度400メートルの点 オ Bから152度410メートルの点 カ Bから183度490メートルの点 キ Aから183度370メートルの点	//	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇区第78号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アB、BC、Cイ、イウ、ウエ及びビエアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子押前鼻消波堤西側突端 B 宇和島市遊子美地島地島の標識 C 宇和島市遊子美地島消波堤東側突端 D 宇和島市遊子越ヶ鼻北西端 E 宇和島市遊子平啓鼻北西端 点 ア AからB見通し線50メートルの点 イ Dから12度580メートルの点 ウ Dから330度330メートルの点 エ Eから327度60メートルの点	//	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇区第79号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ及びビエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵2593番地西角防波堤付根より南西へ60メートルの標識 点 ア Aから160度15メートルの点 イ Aから160度145メートルの点 ウ Aから93度340メートルの点 エ Aから71度320メートルの点	//	宇和島市蔦淵	別記2のとおり
宇区第80号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇珠区第63号及び宇珠区第64号の区域を除く。 基点 A 宇和島市蔦淵2044番地弁財天鼻突端 B 宇和島市蔦淵1407番地前護岸突端 点 ア Aから宇和島市蔦淵1001-1番地男崎鼻見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵378番地崩の浦鼻見通し150メートルの点	//	宇和島市蔦淵	別記2のとおり
宇区第81号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵979番地作業場西角前護岸の標識 B 宇和島市蔦淵981番地西鼻突端 点 ア Aから宇和島市蔦淵515-7番地天神鼻埋立護岸西角から東へ32メートルの標識見通し30メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵515-7番地天神鼻埋立護岸東角見通し30メートルの点	//	宇和島市蔦淵	別記2のとおり
宇区第82号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵378番地崩の浦鼻突端 B 宇和島市蔦淵295番地刈又護岸北東端 点 ア Aから宇和島市下波電王鼻見通し200メートルの点 イ Bから125度150メートルの点	//	宇和島市蔦淵	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件
宇区第83号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ、IC及びDEの4直線とAD及びEC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵295番地刈又護岸北東端 B 宇和島市蔦淵189番地石原鼻標識 C Bから海岸線沿い東へ550メートルの標識 D 宇和島市蔦淵275番地干巻の標識 E 宇和島市蔦淵215番地小池東鼻の塔頂点 点 ア Bから宇和島市蔦淵2091番地先巻の鼻灯台見通し150メートルの点 イ Cから宇和島市蔦淵裸島中巻見通し250メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2のとおり
宇区第84号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵3787番地契島中鼻の塔標識 点 ア Aから8度140メートルの点 イ Aから8度80メートルの点 ウ Aから62度200メートルの点 エ Aから56度220メートルの点 オ Aから62度300メートルの点 カ Aから59度320メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2のとおり
宇区第85号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵沖鶴留止島東端 点 ア Aから13度540メートルの点 イ Aから13度1,140メートルの点 ウ Aから6度1,140メートルの点 エ Aから358度540メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2のとおり
宇区第86号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵452番地細木運河護岸の西端から海岸線沿い東へ410メートルの標識 B 宇和島市蔦淵378番地崩の浦鼻先端 点 ア Aから170度180メートルの点 イ Aから170度300メートルの点 ウ Bから167度300メートルの点 エ Bから167度180メートルの点	〃	宇和島市蔦淵	別記2のとおり
宇区第87号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市嘉島地先	Aア、アイ及びIBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市嘉島おん鼻先端 B 宇和島市嘉島丸巻丘の標識 点 ア Aから宇和島市戸島中の島西端見通し80メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵赤崎見通し80メートルの点	〃	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇区第88号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市嘉島地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市嘉島中の島八の間西端 B 宇和島市嘉島中の島八の間鉄塔 点 ア Aから宇和島市嘉島丸巻見通し170メートルの点 イ Aから宇和島市嘉島丸巻見通し90メートルの点 ウ Bから西予市明浜町田之浜大崎鼻見通し120メートルの点 エ Bから西予市明浜町田之浜大崎鼻見通し50メートルの点	〃	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇区第89号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市嘉島地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市嘉島中の島東南端標識 B 宇和島市嘉島中塔標識 点 ア Aから200度50メートルの点 イ Aから200度570メートルの点 ウ Bから200度450メートルの点 エ Bから200度40メートルの点 オ Aから200度320メートルの点 カ Bから200度200メートルの点 キ Bから200度300メートルの点 ク Aから200度240メートルの点	〃	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇区第90号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市戸島郡丸石の標識 点 ア Aから300度120メートルの点 イ Aから300度320メートルの点 ウ Bから300度320メートルの点 エ Bから300度120メートルの点	〃	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇区第91号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島貝崎1号標識 B 宇和島市戸島貝崎2号標識 点 ア Aから宇和島市戸島平根岩見通し80メートルの点 イ Aから宇和島市戸島平根岩見通し280メートルの点 ウ Bから宇和島市戸島十郎護岸北端見通し260メートルの点 エ Bから宇和島市戸島十郎護岸北端見通し60メートルの点	〃	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇区第92号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線、クモ、コサ、サン及びシケの4直線及びブセ、セソ、ソタ及びタスの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 B 宇和島市戸島大内浦の標識 点 ア Aから145度300メートルの点 イ Aから145度500メートルの点 ウ Bから145度650メートルの点 エ Bから145度450メートルの点 オ アエ間のアから150メートルの点 カ イウ間のイから150メートルの点 キ イウ間のイから250メートルの点 ク アエ間のアから250メートルの点 ケ アエ間のアから350メートルの点 コ イウ間のイから350メートルの点 サ イウ間のイから550メートルの点 シ アエ間のアから550メートルの点 ス アエ間のアから750メートルの点 セ イウ間のイから750メートルの点 ソ イウ間のイから800メートルの点 タ アエ間のアから800メートルの点	〃	宇和島市戸島	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇区第93号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線及びケコ、コサ、サシ及びシケの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 B 宇和島市戸島丸山の標識 点 ア Aから145度650メートルの点 イ Aから145度800メートルの点 ウ Bから145度850メートルの点 エ Bから145度700メートルの点 オ アエ間のアから150メートルの点 カ イウ間のイから150メートルの点 キ イウ間のイから300メートルの点 ク アエ間のアから300メートルの点 ケ アエ間のアから450メートルの点 コ イウ間のイから450メートルの点 サ イウ間のイから600メートルの点 シ アエ間のアから600メートルの点	〃	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇区第94号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島美砂子浜の1号標識 B 宇和島市戸島立碇の標識 点 ア Aから41度220メートルの点 イ Aから41度550メートルの点 ウ Bから41度550メートルの点 エ Bから41度200メートルの点 オ Aから41度350メートルの点 カ Aから41度400メートルの点 キ Bから41度400メートルの点 ク Bから41度350メートルの点	〃	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇区第95号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びビアの5直線によって囲まれた区域。ただし、カキ、キク、クケ及びクカの4直線及びコサ、サシ、シイ及びビコの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島遠戸島横渡の標識 B 宇和島市戸島遠戸島竹の浦標識 点 ア Aから27度250メートルの点 イ Aから27度600メートルの点 ウ イから69度の線とエから295度の線との交点 エ Bから27度880メートルの点 オ Bから27度330メートルの点 カ アオ間のアから400メートルの点 キ エウ間のエから300メートルの点 ク エウ間のエから400メートルの点 ケ アオ間のアから300メートルの点 コ Aから27度500メートルの点 サ Bから27度580メートルの点 シ Bから27度680メートルの点	〃	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇区第96号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 B 宇和島市戸島大内浦の標識 点 ア Aから205度750メートルの点 イ Aから182度1,115メートルの点 ウ Bから149度1,110メートルの点 エ Bから151度659メートルの点	〃	宇和島市戸島	1 別記2のとおり 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が2,724平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:円形、規格:直径34メートル、台数:3台
宇区第97号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市嘉島地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 点 ア Aから81度430メートルの点 イ Aから125度740メートルの点 ウ Aから163度600メートルの点 エ Aから181度90メートルの点	〃	宇和島市戸島	1 別記2のとおり 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が5,448平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:円形、規格:直径34メートル、台数:6台
宇区第98号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市嘉島地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市戸島郡北の標識 点 ア Aから10度410メートルの点 イ Aから8度790メートルの点 ウ Bから300度355メートルの点 エ Bから239度395メートルの点	〃	宇和島市戸島	1 別記2のとおり 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が9,080平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:円形、規格:直径34メートル、台数:10台
宇区第99号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市嘉島中の島消波堤南西端 点 ア Aから332度210メートルの点 イ Bから105度490メートルの点 ウ Bから106度709メートルの点 エ Aから40度163メートルの点	〃	宇和島市戸島	1 別記2のとおり 2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなければならない。

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇区第100号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市嘉島地先	アイ、イウ、ウエ及びビエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市嘉島中の島消波堤南西端 点 ア Aから308度260メートルの点 イ Aから290度699メートルの点 ウ Bから198度338メートルの点 エ Bから139度532メートルの点	〃	宇和島市戸島	1 別記2のとおり 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が3,770平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:円形、規格:直径40メートル、台数:3台
宇区第101号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	Aア及びBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島丸山東端の標識 B 宇和島市戸島2218番地(愛媛県漁業協同組合うわみ支所戸島事業所事務所)北角標識 点 ア Aから145度150メートルの点	〃	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇区第102号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	Aア、AB及びBCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島もと鼻 B 宇和島市戸島みたら湾頂 C 宇和島市戸島双子湾東角端 点 ア Aから宇和島市戸島大小島北端見通し50メートルの点	〃	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇区第103号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	Aア、アイ及びIBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島落網代の標識 B 宇和島市日振島メギ浦大岩中央点 点 ア Aから宇和島市日振島島頭突端見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市日振島681の2南側角標識見通し130メートルの点	〃	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇区第104号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	Aア、アイ、IB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島島頭大岩の標識 B 宇和島市日振島一ツ湾中央の標識 点 ア Aから宇和島市日振島才蔵鼻見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市日振島ウドの口見通し200メートルの点	〃	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇区第105号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びビクアの8直線によって囲まれた区域。ただし、ウエ、エキ、キク及びクウの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市日振島竹ヶ島ナガハエ頂点 B 宇和島市日振島竹ヶ島サザエ湾頂点 点 ア Aから244度100メートルの点 イ Aから244度210メートルの点 ウ Aから206度265メートルの点 エ Bから178度200メートルの点 オ Bから138度265メートルの点 カ Bから114度190メートルの点 キ Bから178度80メートルの点 ク Aから185度190メートルの点	〃	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇区第106号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びビクアの8直線によって囲まれた区域。ただし、イウ、ウコ、コサ及びサイの4直線及びエオ、オク、クケ及びケエの4直線に囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市日振島クロサキ南角 B 丸バエ先端 C 一ツ湾中央 点 ア Aから106度250メートルの点 イ Aから126度355メートルの点 ウ Bから93度230メートルの点 エ Bから114度265メートルの点 オ Cから351度335メートルの点 カ Cから347度235メートルの点 キ Cから317度315メートルの点 ク Cから327度385メートルの点 ケ Bから148度150メートルの点 コ Bから114度75メートルの点 サ Aから153度285メートルの点 シ Aから145度155メートルの点	〃	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇区第107号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びビクアの8直線によって囲まれた区域。ただし、イウ、ウカ、カキ及びキイの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 官の鼻防波堤先端 点 ア Aから151度165メートルの点 イ Aから168度235メートルの点 ウ Aから175度300メートルの点 エ Aから179度350メートルの点 オ Aから200度325メートルの点 カ Aから200度275メートルの点 キ Aから200度200メートルの点 ク Aから200度110メートルの点	〃	宇和島市日振島	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇区第108号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イス、スセ、セソ、ソタ、タヌ、ヌネ及びびネアの8直線によって囲まれた区域。ただし、アノ、ノウ、ウエ、エハ、ハヒ、ヒオ、オカ、カフ、フヘ、ヘキ、キク、クホ、ホマ、マケ、ケコ、コミ、ミム、ムサ、サシ、シメ、メセ、セソ、ソモ、モチ、チツ、ツヤ、ヤユ、ユテ、テト、トヨ、ヨラ、ラナ、ナニ、ニリ、リネ及びびネアの36直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宮の鼻防波堤先端 B 長尾東端 C 小浜沖の瀬 D 大畑北端 点 ア Aから185度360メートルの点 イ Bから5度1,160メートルの点 ウ Bから5度1,090メートルの点 エ Bから5度1,020メートルの点 オ Bから5度970メートルの点 カ Bから5度930メートルの点 キ Bから5度850メートルの点 ク Bから5度810メートルの点 ケ Bから5度740メートルの点 コ Bから5度710メートルの点 サ Bから5度660メートルの点 シ Bから5度610メートルの点 ス Bから5度530メートルの点 セ Aから185度990メートルの点 ソ Cから5度340メートルの点 タ Dから5度240メートルの点 チ Dから5度280メートルの点 ツ Dから5度330メートルの点 テ Dから5度470メートルの点 ト Dから5度580メートルの点 ナ Dから5度650メートルの点 ニ Dから5度770メートルの点 ヌ Dから5度820メートルの点 ネ Cから5度920メートルの点 ノ Aから185度430メートルの点 ハ Aから185度500メートルの点 ヒ Aから185度550メートルの点 フ Aから185度590メートルの点 ヘ Aから185度670メートルの点 ホ Aから185度700メートルの点 マ Aから185度770メートルの点 ミ Aから185度820メートルの点 ム Aから185度870メートルの点 メ Aから185度910メートルの点 モ Cから5度380メートルの点 ヤ Cから5度430メートルの点 ユ Cから5度570メートルの点 ヨ Cから5度680メートルの点 ラ Cから5度750メートルの点 リ Cから5度870メートルの点	〃	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇区第109号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びびクアの8直線によって囲まれた区域。ただし、ウエ、エキ、キク及びびクアの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 松ヶ鼻中央 B ブラリオケ中央 点 ア Aから120度30メートルの点 イ Aから120度130メートルの点 ウ Aから155度150メートルの点 エ Aから162度225メートルの点 オ Bから130度360メートルの点 カ Bから149度145メートルの点 キ Aから232度170メートルの点 ク Aから193度95メートルの点	〃	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇区第110号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びびクアの8直線によって囲まれた区域。ただし、イウ、ウカ、カキ及びびクアの4直線によって囲まれた区域を基点 基点 A サザエ湾中央 B ヨケノ鼻北端 点 ア Aから130度225メートルの点 イ Aから149度305メートルの点 ウ Bから57度305メートルの点 エ Bから99度165メートルの点 オ Bから332度110メートルの点 カ Bから13度315メートルの点 キ Aから180度175メートルの点 ク Aから149度105メートルの点	〃	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇区第111号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びびエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A サザエ湾中央 点 ア Aから97度430メートルの点 イ Aから99度475メートルの点 ウ Aから119度445メートルの点 エ Aから119度395メートルの点	〃	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇区第112号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びびエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 喜路給油所前防波堤先端 B ヨケノ鼻北端 点 ア Bから72度590メートルの点 イ Aから26度550メートルの点 ウ Aから8度585メートルの点 エ Bから56度495メートルの点	〃	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇区第113号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びびエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 喜路給油所前防波堤先端 B ヨケノ鼻北端 点 ア Bから87度470メートルの点 イ Bから126度400メートルの点 ウ Aから346度325メートルの点 エ Aから7度575メートルの点	〃	宇和島市日振島	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件
宇区第114号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線及びケコ、コサ、サシ及びシケの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 点 ア Aから11度480メートルの点 イ Aから343度220メートルの点 ウ Aから330度305メートルの点 エ Aから1度520メートルの点 オ ウイ間のウから80メートルの点 カ ウイ間のウから60メートルの点 キ エア間のエから60メートルの点 ク エア間のエから80メートルの点 ケ ウイ間のウから40メートルの点 コ ウイ間のウから20メートルの点 サ エア間のエから20メートルの点 シ エア間のエから40メートルの点	〃	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇区第115号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 点 ア 宇和島市日振島コオラ鼻北端 ア Aから199度100メートルの点 イ Aから246度30分420メートルの点 ウ Aから288度30分470メートルの点 エ Aから336度240メートルの点	〃	宇和島市日振島	1 別記2のとおり 2 当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が4,239平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:円形、規格:直径30メートル、台数:6台 3 当該漁業種に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、移送による活込みは除く。
宇区第116号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 点 ア 宇和島市日振島コオラ鼻北端 ア Aから339度30分490メートルの点 イ Aから347度30分930メートルの点 ウ Aから25度30分1,060メートルの点 エ Aから44度705メートルの点	〃	宇和島市日振島	1 別記2のとおり 2 当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が17,672平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:円形、規格:直径50メートル、台数:9台 3 当該漁業種に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、移送による活込みは除く。
宇区第117号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 点 ア 宇和島市日振島コオラ鼻北端 ア Aから286度100メートルの点 イ Aから351度45分650メートルの点 ウ Aから47度940メートルの点 エ Aから87度45分680メートルの点	〃	宇和島市日振島	1 別記2のとおり 2 当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が28,908平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:円形、規格:直径40メートル、台数:20台、形状:円形、規格:直径20メートル、台数:2台 3 当該漁業種に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、移送による活込みは除く。
宇区第118号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 点 ア 宇和島市津島町北灘福浦蜂ノ巣鼻突端 ア Aから164度300メートルの点 イ Aから153度180メートルの点 ウ Aから220度200メートルの点 エ Aから204度310メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇区第119号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 点 ア 宇和島市津島町北灘福浦中水谷の標識 ア Aから270度310メートルの点 イ Aから270度200メートルの点 ウ Aから304度250メートルの点 エ Aから322度180メートルの点 オ Aから342度590メートルの点 カ Aから322度600メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇区第120号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 点 A 宇和島市津島町北灘北福浦漁港北防波堤付根西側 B 宇和島市津島町北灘北福浦漁港鋼製浮波堤 I 堤南東角 C 宇和島市津島町北灘北福浦漁港鋼製浮波堤 I 堤北東角 ア Aから281度525メートルの点 イ Aから245度285メートルの点 ウ Bから113度995メートルの点 エ Bから113度130メートルの点 オ Cから100度210メートルの点 カ Cから14度50メートルの点 キ Aから289度1,410メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件
宇区第121号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘北福浦漁港南防波堤南西角 ア Aから206度150メートルの点 イ Aから206度520メートルの点 ウ Aから233度600メートルの点 エ Aから315度255メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇区第122号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘スズレ鼻南端 ア Aから280度80メートルの点 イ Aから234度240メートルの点 ウ Aから149度575メートルの点 エ Aから130度530メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇区第123号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びエアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙1150番地の1作業舎西角 B 宇和島市津島町北灘掛網代防波堤南側付根 C 宇和島市津島町北灘掛網代船揚場北西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘碇の元護岸東端見通し300メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘碇の元護岸東端見通し250メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町北灘ソレの谷見通し180メートルの点 エ Cから宇和島市津島町北灘ソレの谷見通し250メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘碇の元護岸東端見通し400メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇区第124号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙1150番地の1作業舎西角 B 宇和島市津島町北灘掛網代船揚場北西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘碇の元護岸東端見通し470メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘ソレの谷見通し320メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘ソレの谷見通し370メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘碇の元護岸東端見通し520メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇区第125号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びビクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘木浦松島南東端 B 宇和島市津島町北灘牛の浦南東端 点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し60メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘真島護岸西端見通し60メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘真島護岸西端見通し380メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し430メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し160メートルの点 カ Bから宇和島市津島町北灘真島護岸西端見通し165メートルの点 キ Bから宇和島市津島町北灘真島護岸西端見通し270メートルの点 ク Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し260メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇区第126号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びビクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘乙412番地宅地西角 B 宇和島市津島町北灘乙147番地住宅西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水溝見通し225メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水溝見通し535メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し830メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し380メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水溝見通し320メートルの点 カ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水溝見通し425メートルの点 キ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し590メートルの点 ク Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し495メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇区第127号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙412番地宅地西角 B 宇和島市津島町北灘乙147番地住宅西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水溝見通し590メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水溝見通し660メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し945メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し880メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件
宇区第128号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びビエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘国永防波堤南角付根 B 宇和島市津島町北灘国延東側外ヶ浦鼻から海岸沿い西へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の4(愛媛県漁業協同組合北灘支所南部事務所)東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し320メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の4(愛媛県漁業協同組合北灘支所南部事務所)東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し795メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し580メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し85メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の4(愛媛県漁業協同組合北灘支所南部事務所)東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し520メートルの点 カ Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の4(愛媛県漁業協同組合北灘支所南部支所)東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し620メートルの点 キ Bから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し400メートルの点 ク Bから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し300メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇区第129号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びビエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域及び宇和島市津島町北灘鵜之浜防波堤突端から同町北灘金比羅鼻から海岸沿い北へ200メートルの標識見通し線から西側航路幅100メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘国延東側外ヶ浦鼻の標識 B 宇和島市津島町北灘鵜之浜ノ谷鼻の標識 C 宇和島市津島町岩松港鵜刺防波堤灯台付け根から北へ海岸沿い90メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し90メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し580メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町北灘掛網代天満神社見通し395メートルの点 エ Bからア見通し300メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し300メートルの点 カ Aから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し400メートルの点 キ ウからエ見通し170メートルの点 ク ウからエ見通し270メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇区第130号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式・とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びビエBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘大森ドハイの鼻突端 B 宇和島市津島町北灘大瀬鼻突端 点 ア Aから宇和島市津島町下灘須下崎灯台見通し300メートルの点 イ Bから193度965メートルの点 ウ Bから135度385メートルの点 エ Bから宇和島市津島町前島頂見通し60メートルの点	〃	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇区第131号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	宇和島市津島町岩松地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びビエの5直線とAE及びCD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町玉ヶ月水門 B 宇和島市津島町玉ヶ月タンボ鼻北端 C 宇和島市津島町岩松千拓地護岸西南角 D 宇和島市津島町岩松川右岸堤防標識1号 E 宇和島市津島町巽橋西詰北角 F 宇和島市津島町岩松港防波堤東側突端 点 ア AからC見通し30メートルの点 イ BからF見通し30メートルの点 ウ BからF見通し180メートルの点	〃	宇和島市津島町岩松	別記1及び2のとおり
宇区第132号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田之浜地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びビオBの6直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇珠区第85号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町田之浜ハガマの鼻南西端 B 宇和島市津島町田之浜漁港防波堤西側付根から防波堤沿い南東へ100メートルの標識 C 宇和島市津島町田之浜瀬の標識 D 宇和島市津島町曾根ウドの鼻西端 点 ア Aから250度570メートルの点 イ Eから278度30分1280メートルの点 ウ Eから278度30分700メートルの点 エ Dから301度30分750メートルの点 オ Dから301度30分150メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第133号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曾根地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町曾根大迫の鼻突端 B 宇和島市津島町曾根平エ門ダケ地先突端 点 ア Aから278度30分100メートルの点 イ Aから278度30分490メートルの点 ウ Aから229度480メートルの点 エ Bから226度400メートルの点 オ Aから152度430メートルの点 カ Aから152度250メートルの点 キ Bから226度100メートルの点 ク Aから229度100メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇区第134号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町脇地先	Bオ、オカ、カキ、キア、アイ、イウ、ウエ及びエCの8直線とBC間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町脇こいの浦の鼻北西端 B 宇和島市津島町田風中瀬の標識 C 宇和島市津島町田風広浦コンクリート護岸東端 D 宇和島市津島町田風広浦の鼻北西端 点 ア Aから305度30分20メートルの点 イ Aから305度30分200メートルの点 ウ Bから311度270メートルの点 エ Cから305度30分280メートルの点 オ Bから311度110メートルの点 カ Dから356度58分110メートルの点 キ Dから50度125メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第135号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田風地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田風大崎突端 B 宇和島市津島町田風荒網代中鼻 C 宇和島市津島町田風荒網代南隅の標識 点 ア Cから282度200メートルの点 イ Cから282度40メートルの点 ウ Bから280度20メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第136号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町泥目水地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水ウグハエ B Aから海岸沿い東へ100メートルの標識 C 宇和島市津島町泥目水丸山の頂点 D 宇和島市津島町泥目水黒滝の頂点 点 ア Aから338度30メートルの点 イ Aから338度270メートルの点 ウ Dから259度30分80メートルの点 エ Cから300度80メートルの点 オ Bから322度30メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第137号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線及びDE間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bク、クキ、キカ及びカDの4直線とDBに囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町坪井下溝中央標識 B 宇和島市津島町坪井曾根崎西角 C 宇和島市津島町坪井曾根崎東角(北緯33.07469、東経132.46456) D 宇和島市津島町坪井黒鼻突端 E 宇和島市津島町坪井山崎鼻突端 点 ア Aから224度30分510メートルの点 イ Bから206度30分500メートルの点 ウ Cから176度30分540メートルの点 エ Dから176度30分730メートルの点 オ Eから185度30分150メートルの点 カ Dから176度30分530メートルの点 キ Cから176度30分340メートルの点 ク Bから206度30分300メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第138号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井二又西護岸中央標識 B 宇和島市津島町坪井曾根崎東角標識(北緯33.07469、東経132.46456) 点 ア Aから180度の線とBから89度の線との交点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第139号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Dエ及びエBの2直線とBD間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町坪井マサカリ鼻東端 B 宇和島市津島町坪井下刈谷鼻東端 C 宇和島市津島町坪井下刈谷福鼻東端 D 宇和島市津島町坪井下刈谷引揚上ノ道標識 点 ア Aから113度30分70メートルの点 イ Bから107度45分100メートルの点 ウ Cから87度240メートルの点 エ Dから91度30分の線とBから3度15分の線との交点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第140号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井中鼻先端 B 宇和島市津島町坪井竜ノ鼻先端 点 ア Aから91度200メートルの点 イ Bから96度30分40メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第141号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町横浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦346番地前護岸標識 B 宇和島市津島町横浦天崎345番地倉庫東角 点 ア Aから266度30分110メートルの点 イ Bから265度30分115メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第142号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町横浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦天崎345番地倉庫東角 B 宇和島市津島町横浦小の浦峰46番地南端の標識 点 ア Aから265度30分115メートルの点 イ Bから263度80メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件
宇区第143号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町横浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カC及びキクの8直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線及びBC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦小の浦峰46番地南端の標識 B 宇和島市津島町横浦9番地の10南西角 C 宇和島市津島町嵐小島の谷中央標識 D 宇和島市津島町嵐小島突端 点 ア Aから263度80メートルの点 イ Bから276度120メートルの点 ウ Cから268度300メートルの点 エ Dから262度30分270メートルの点 オ Dから262度30分170メートルの点 カ Cから268度200メートルの点 キ Bから276度の見通し線上における最大低潮時海岸線から10メートルの点 ク Bから276度の見通し線上における最大低潮時海岸線から30メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第144号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦676番地の1愛媛県漁業協同組合下灘支所作業場西角 B 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦270番地西角前護岸標識 点 ア Aから165度50メートルの点 イ Bから157度30分50メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第145号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cウ、ウエ及びエDの3直線とCD間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町嵐宮の鼻棧橋北東角 B 宇和島市津島町嵐ハゲノ鼻北東角 C 宇和島市津島町嵐番外21番地1倉庫西角護岸標識 D 宇和島市津島町嵐番外70番地2西角の標識 点 ア Aから337度50メートルの点 イ Bから342度30分110メートルの点 ウ Cから316度100メートルの点 エ Dから345度140メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第146号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町嵐地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエDの5直線とAD間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町嵐番外乙1番地前護岸の標識 B 宇和島市津島町嵐サネネリ岩 C 宇和島市津島町嵐大場の鼻北端の標識 D 宇和島市津島町嵐大場の鼻南端の標識 点 ア Aから338度30分160メートルの点 イ Bから327度160メートルの点 ウ Cから260度150メートルの点 エ Dから239度180メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第147号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町針木地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町針木大波の浜259番地1地先大波の浜埋立地北端から護岸沿い南へ12メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ85メートルの標識 点 ア Aから240度30分220メートルの点 イ Bから232度30分210メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第148号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町針木地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町針木高立黒岩の標識 B 宇和島市津島町針木宮の鼻南西端 C 宇和島市津島町針木111番地の1作業場前護岸の標識 点 ア Aから222度270メートルの点 イ Bから233度200メートルの点 ウ Cから200度160メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第149号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町浦知地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町浦知宮の鼻北端標識 B 宇和島市津島町浦知防波堤西側付根 点 ア Aから254度80メートルの点 イ Bから260度80メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第150号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦770番地の2住宅前護岸標識 B 宇和島市津島町柿の浦久保浦758番地西南端前護岸標識 点 ア Aから239度140メートルの点 イ Bから261度30分120メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第151号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町柿の浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平乙78番地7護岸東角 B 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平護岸中央標識 C 宇和島市津島町柿の浦743番地の1作業場南角標識 点 ア Aから358度の線とCから261度30分の線との交点 イ Cから261度30分70メートルの点 ウ Bから17度150メートルの点 エ Bから17度70メートルの点 オ Aから358度50メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第152号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第153号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町柿の浦中鼻東端 B 宇和島市津島町柿の浦落網代護岸南角 点 ア Aから108度100メートルの点 イ Bから105度130メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第153号	第1種区画漁業	ひおぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町柿の浦地先	Bア、アイ及びイCの3直線とCB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦中鼻北東端 B Aから海岸沿い南へ34メートルの標識 C Aから海岸沿い北へ116メートルの標識 点 ア Bから90度55メートルの点 イ Cから87度80メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件
宇区第154号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曲島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域。ただし、宇区第155号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町大浦ウスバエの標識から海岸沿い東へ60メートルの標識 B 宇和島市津島町大浦浜の中央標識 C 宇和島市津島町大浦ウスバエの標識 点 ア Aから329度30分30メートルの点 イ Aから329度30分250メートルの点 ウ Cから319度250メートルの点 エ Cから319度500メートルの点 オ Bから347度630メートルの点 カ Bから347度30メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第155号	第1種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曲島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町大浦ウスバエの標識 B Aから海岸線沿い南へ60メートルの標識 C Aから海岸線沿い南へ98メートルの標識 点 ア Bから318度30分270メートルの点 イ Bから318度30分420メートルの点 ウ Cから319度440メートルの点 エ Cから319度300メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第156号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町平井地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及びビケアの9直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町平井長巻の鼻北西端 B 宇和島市津島町平井336番地(旧宇和島市立由良小学校平井分校)東側水路から東へ12メートルの護岸標識 C 宇和島市津島町平井336番地(旧宇和島市立由良小学校平井分校)西端護岸標識 D 宇和島市津島町平井森ヶ鼻北端 点 ア Aから333度45分240メートルの点 イ Aから333度45分600メートルの点 ウ Dから357度460メートルの点 エ Dから357度200メートルの点 オ Cから316度30分225メートルの点 カ Cから331度30分275メートルの点 キ Cから331度30分240メートルの点 ク Bから331度30分240メートルの点 ケ Bから331度30分350メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第157号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町漁家地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町漁家仏崎突端 B 宇和島市津島町漁家オヤマの鼻突端 点 ア Aから272度170メートルの点 イ Bから285度230メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第158号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町漁家地先	Cア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキDの8直線とCD間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町漁家西ヶ谷川尻護岸標識 B Aから西へ75メートルの標識 C 宇和島市津島町成赤崎東鼻北端 D 宇和島市津島町成赤崎鼻シモリ頂点 点 ア Cから349度15分30メートルの点 イ Aから331度40メートルの点 ウ Aから331度175メートルの点 エ Bから333度200メートルの点 オ Bから333度330メートルの点 カ Cから349度15分295メートルの点 キ Dから350度250メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第159号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式・とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇珠区第110号、宇珠区第111号及び宇区第160号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町須下寺崎と同町須下長畑境界線の寺崎側道路2番目排水口 B 宇和島市津島町須下長畑護岸中央標識 C 宇和島市津島町須下651番地の1作業場南角前護岸 点 ア Aから344度30分270メートルの点 イ Bから331度30分300メートルの点 ウ Cから350度150メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第160号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア及びイBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下64番地の8小屋北角前護岸標識 B 宇和島市津島町須下148番地の3住宅西角前護岸沿い東へ95メートルの標識 点 ア Aから273度の線とBから355度15分の線との交点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第161号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から15メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下188番地の1住宅北角護岸の標識 B 宇和島市津島町須下198番地住宅南角護岸の標識 点 ア Aから322度30分80メートルの点 イ Bから311度45分80メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第162号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下457番地冷蔵庫南角護岸の標識 B 宇和島市津島町須下449番地の2住宅南角前護岸標識 点 ア Aから106度30分70メートルの点 イ Bから138度80メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第163号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下463番地住宅護岸標識 B 宇和島市津島町須下711番地1作業場前護岸東角 点 ア Aから69度150メートルの点 イ Bから149度30分122メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件
宇区第164号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式・とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカBの7直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇珠区第112号及び宇区第163号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町須下雲泊の護岸南東角の標識 B 宇和島市津島町須下725番地由良神社参門北角から北へ5メートルの測量杭 C Bから護岸沿い北東へ56メートルの標識 D 須下崎から海岸線沿い南へ65メートルの標識 点 ア Aから106度30分110メートルの点 イ Dから121度410メートルの点 ウ Dから121度335メートルの点 エ Cから122度30分335メートルの点 オ Cから122度30分170メートルの点 カ Bから130度165メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第165号	第1種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下725番地由良神社参門北角から北へ5メートルの測量杭 B 宇和島市津島町須下762番地の2作業場南角 点 ア Aから130度165メートルの点 イ Bから124度30分145メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第166号	第1種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島道越海底ケーブル敷設指示標 B 宇和島市津島町竹ヶ島道越の鼻東端 点 ア Aから152度30分134メートルの点 イ Aから152度30分285メートルの点 ウ Bから157度340メートルの点 エ Bから157度170メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第167号	第1種区画漁業	ひおぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びエアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島道越の鼻東端 B 宇和島市津島町竹ヶ島モ子岩 C 宇和島市津島町竹ヶ島弁天島2番岩中央 点 ア Aから157度170メートルの点 イ Aから157度340メートルの点 ウ Cから158度45分400メートルの点 エ Cから158度45分200メートルの点 オ Bから148度30分180メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第168号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島水トリノ鼻突端 B 宇和島市津島町竹ヶ島オンデノ鼻突端 点 ア Aから150度30分150メートルの点 イ Bから133度180メートルの点	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第169号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町鯉網代地先	ABの直線とAB間の最大低潮時海岸線から70メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町鯉網代黒崎突端 B 宇和島市津島町鯉網代ウノツノ鼻突端	〃	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第170号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町由良岬三ツ塔の標識 点 ア Aから90度100メートルの点 イ Aから90度400メートルの点 ウ Aから135度570メートルの点 エ Aから165度410メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第171号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町網代地先	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカDの7直線とBD間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町雨崎東端 B 南宇和郡愛南町網代外防波堤東側突端 C 南宇和郡愛南町網代網代鼻東端 D 南宇和郡愛南町荒塚荒塚鼻東端 点 ア AからB見通し400メートルの点 イ AからC見通し300メートルの点 ウ AからC見通し500メートルの点 エ Cから90度500メートルの点 オ Cから90度150メートルの点 カ Dから90度250メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第172号	第1種区画漁業	ひおぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町網代網代鼻東端 B 南宇和郡愛南町荒塚荒塚鼻東端 点 ア Aから90度150メートルの点 イ Aから90度500メートルの点 ウ Bから90度500メートルの点 エ Bから90度250メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第173号	第1種区画漁業	ひおぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町荒塚荒塚鼻東端 B 南宇和郡愛南町魚神山179-3番地南端角の標識 点 ア Aから0度500メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第174号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	Bカ、カA、Aア、アイ、イエ、エオ、オD及びDCの8直線とCB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第175号の区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町荒塚荒塚鼻東端 B 南宇和郡愛南町魚神山179-3番地南端の標識 C 南宇和郡愛南町魚神山山防波堤北側突端 D 南宇和郡愛南町魚神山ナガツノ鼻東端 E 南宇和郡愛南町魚神山1351番地(クロサイ浜東端)の標識 F 南宇和郡愛南町魚神山甚五郎塔の標識 点 ア Aから90度500メートルの点 イ Dから170度600メートルの点 ウ Fから180度400メートルの点 エ イからウ見通し150メートルの点 オ DからE見通し150メートルの点 カ Aから0度500メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件
宇区第175号	第1種区画漁業	ひおぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山中防波堤北側突端 点 ア Aから89度100メートルの点 イ Aから83度250メートルの点 ウ Aから114度290メートルの点 エ Aから139度180メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第176号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山やなごさこーづの標識 B 南宇和郡愛南町魚神山甚五郎塔の標識 C 南宇和郡愛南町観音崎西突端の標識 点 ア Cから南宇和郡愛南町荒樫荒樫見通し100メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町荒樫荒樫見通し600メートルの点 ウ イからB見通し500メートルの点 エ アからA見通し500メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第177号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山船越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山船越運河防波堤南側突端 点 ア Aから180度150メートルの点 イ Aから180度450メートルの点 ウ イから270度80メートルの点 エ アから270度80メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第178号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町塩子島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋216番地東端の標識 点 ア Aから120度250メートルの点 イ Aから146度390メートルの点 ウ Aから180度325メートルの点 エ Aから180度125メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第179号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋242番地南東端の標識 点 ア Aから90度200メートルの点 イ Aから90度500メートルの点 ウ イから180度800メートルの点 エ アから180度800メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第180号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	Aア、アB、イD及びCイの4直線とBC間及びDA間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋256番地(豆曾)の標識 B 南宇和郡愛南町油袋276番地(上ノ谷)東角の標識 C 南宇和郡愛南町油袋262番地防波堤東側標識 D 南宇和郡愛南町油袋257番地の標識 点 ア Aから5度300メートルの点 イ Cから93度125メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第181号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋262番地中防波堤東側標識 B 南宇和郡愛南町油袋257番地の標識 点 ア Aから93度125メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第182号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	Aア、アB、Cイ、イD、Eウ、ウエ及びアAの7直線とBC間及びDE間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻南端 B 南宇和郡愛南町油袋530-1番地南角の標識 C 南宇和郡愛南町油袋276番地(上ノ谷)東角の標識 D 南宇和郡愛南町油袋250番地(豆曾)の標識 E 南宇和郡愛南町油袋242番地東端南角の標識 点 ア Aから275度410メートルの点 イ Dから5度300メートルの点 ウ Eから90度500メートルの点 エ Aから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し500メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第183号	第1種区画漁業	ひおぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串1-1番地小松鼻南端 B 南宇和郡愛南町油袋530-1番地の標識 点 ア Aから275度410メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第184号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	Aア、アイ、イウ、ウH、HG、Eエ、エオ及びオBの8直線とAB間及びEG間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇珠区第116号、宇珠区第118号及び宇区第186号の区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻南端 B 南宇和郡愛南町家串小松鼻東の標識 C 南宇和郡愛南町家串40番地(タンダ浜)東角の標識 D 南宇和郡愛南町家串龍王鼻南端 E 南宇和郡愛南町家串1266番地の2(若宮神社)前埋立地北側突端 F 南宇和郡愛南町家串1333番地(波切)の標識 G 南宇和郡愛南町家串恵美須崎の標識 H 南宇和郡愛南町家串恵美須崎の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し500メートルの点 イ Fから南宇和郡愛南町塩子島北端見通し600メートルの点 ウ Hから南宇和郡愛南町黒鷲見通し580メートルの点 エ DからE見通し230メートルの点 オ Cから170度200メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第185号	第1種区画漁業	ひおぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串40番地(タンダ浜)東角の標識 B 南宇和郡愛南町家串龍王鼻南端 C 南宇和郡愛南町家串神社前防波堤北側突端 点 ア Aから170度200メートルの点 イ BからC見通し230メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第186号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串(若宮神社)防波堤の標識 点 ア Aから280度84メートルの点 イ Aから278度200メートルの点 ウ Aから352度232メートルの点 エ Aから2度114メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第187号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町平濤地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串恵美須崎の標識 B 南宇和郡愛南町平濤外防波堤南側突端	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件
					点 ア Aから151度540メートルの点 イ Aから119度550メートルの点 ウ エから水門口見通し150メートルの点 エ Bから90度60メートルの点		神山、平濤及び油袋	
宇区第188号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町須ノ川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町須ノ川水門口の標識 B 南宇和郡愛南町平濤668番地(立濤)の標識 C Aより海岸線沿い北へ140メートルの点 D 南宇和郡愛南町恵美須嶮の標識 点 ア CからD見通し630メートルの点 イ Bから180度600メートルの点 ウ イから90度450メートルの点 エ CからD見通し30メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第189号	第1種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町須ノ川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町須ノ川水門口の標識 B Aより海岸線沿い北へ140メートルの点 C 南宇和郡愛南町恵美須嶮の標識 点 ア BからC見通し30メートルの点 イ BからC見通し630メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町塩子島南端見通し600メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第190号	第1種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町柏崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎269番地南端の標識 点 ア Aから240度150メートルの点 イ Aから212度240メートルの点 ウ Aから180度200メートルの点 エ Aから180度70メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第191号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町柏崎地先	Aア、アイ、イD及びBCの4直線とAB間及びCD間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎269番地南端の標識 B 南宇和郡愛南町柏崎防波堤北側突端 C 南宇和郡愛南町柏崎2051番地埋立地南角の標識 D 南宇和郡愛南町柏と同町御荘菊川との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Aから180度500メートルの点 イ Dから南宇和郡愛南町角島頂見通し600メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第192号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町柏崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎535番地の標識 点 ア Aから168度180メートルの点 イ Aから152度210メートルの点 ウ Aから123度130メートルの点 エ Aから141度80メートルの点	〃	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平濤及び油袋	別記2のとおり
宇区第193号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Bア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とBC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川3555番地五ヶ浜大岩標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川3956番地大岩標識 C 南宇和郡愛南町御荘菊川と同町柏との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Bから230度180メートルの点 イ Aから270度200メートルの点 ウ Aから270度450メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町角島頂見通し500メートルの点	〃	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2のとおり
宇区第194号	第1種区画漁業	ひおうぎ垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川3956番地大岩標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川3954番地標識 C 南宇和郡愛南町御荘菊川3572番地標識 点 ア Aから230度180メートルの点 イ BからC見通し280メートルの点	〃	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2のとおり
宇区第195号	第1種区画漁業	とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Bア、アイ、イウ及びウDの4直線とBD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川3956番地大岩標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川3954番地標識 C 南宇和郡愛南町御荘菊川3572番地標識 D 南宇和郡愛南町御荘菊川3555番地五ヶ浜大岩標識 点 ア BからC見通し280メートルの点 イ Aから230度180メートルの点 ウ Dから270度200メートルの点	〃	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2のとおり
宇区第196号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2631番地の標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2956番地2アコギ西鼻南西端 点 ア Aから241度150メートルの点 イ Bから271度150メートルの点	〃	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2のとおり
宇区第197号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2617番地1号標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2617番地2号標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町中浦延命寺南鼻見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町中浦テレビ塔見通し200メートルの点	〃	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2のとおり
宇区第198号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	AB及びCDの2直線とAD及びBC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2617番地黒楡東鼻南東端 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2376番地西角 C 南宇和郡愛南町御荘菊川2378番地北角 D 南宇和郡愛南町御荘菊川2426番地西角	〃	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2のとおり
宇区第199号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオAの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2238番地ドウシン鼻南西端 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2237番地3東端より海岸線沿い西へ100メートルの点	〃	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称 (除く)	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は 団体漁業種の別	関係地区	条件
					点 ア Aから南宇和郡愛南町御莊菊川2366番地標識見通し50メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町高畑嶽越中崎見通し150メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町高畑嶽越東側防波堤基部見通し160メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町高畑嶽越東側防波堤基部見通し105メートルの点 オ Aから南宇和郡愛南町高畑嶽越中崎見通し95メートルの点		口、御莊長月及び御莊深泥	
宇区第200号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御莊菊川地先	AB及びEFの2直線とBE及びAF間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cア、アイ及びイDの3直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町御莊菊川1797番地西角 B 南宇和郡愛南町御莊菊川2236番地3南角 C 南宇和郡愛南町御莊菊川2236番地3地先1号標識 D 南宇和郡愛南町御莊菊川2236番地3地先2号標識 E 南宇和郡愛南町御莊菊川2235番地北角 F 南宇和郡愛南町御莊菊川1795番地西角 点 ア Cから116度30メートルの点 イ Dから116度30メートルの点	〃	南宇和郡愛南町御莊菊川、御莊平山、御莊長洲、御莊平城、御莊和口、御莊長月及び御莊深泥	別記2のとおり
宇区第201号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御莊平山地先	AB及びCDの2直線とBC及びAD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊平山262番地東角 B 南宇和郡愛南町御莊平山7番地標識 C 南宇和郡愛南町御莊平山9番地前町道標識 D 南宇和郡愛南町御莊平山64番地前町道標識	〃	南宇和郡愛南町御莊菊川、御莊平山、御莊長洲、御莊平城、御莊和口、御莊長月及び御莊深泥	別記2のとおり
宇区第202号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御莊平山地先	Aア、アB、BC及びDDEの4直線とAE及びCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊平山526番地平山防波堤突端 B 南宇和郡愛南町御莊平城3番地棧橋東側付根 C 南宇和郡愛南町御莊長洲1350番地長洲埋立地南角 D 南宇和郡愛南町御莊平山1780番地東角 E 南宇和郡愛南町御莊平山776番地の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町御莊大島北端見通し200メートルの点	〃	南宇和郡愛南町御莊菊川、御莊平山、御莊長洲、御莊平城、御莊和口、御莊長月及び御莊深泥	別記2のとおり
宇区第203号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御莊平山地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊平山大島北端 B 南宇和郡愛南町御莊平山大島西北端の標識 C 南宇和郡愛南町御莊平山大島西端 点 ア Aから南宇和郡愛南町御莊長洲1350番地(長洲埋立地)南角見通し40メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町御莊長洲1350番地(長洲埋立地)南角見通し100メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町御莊平山526番地平山防波堤突端見通し110メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町中浦1860番地南角見通し200メートルの点 オ Cから南宇和郡愛南町中浦1860番地南角見通し40メートルの点 カ Bから南宇和郡愛南町御莊平山526番地平山防波堤突端見通し40メートルの点	〃	南宇和郡愛南町御莊菊川、御莊平山、御莊長洲、御莊平城、御莊和口、御莊長月及び御莊深泥	別記2のとおり
宇区第204号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御莊平山地先	Aア、アD及びCBの3直線とAB及びCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川と同町御莊深泥との最大高潮時海岸線における境界 B 南宇和郡愛南町御莊深泥19番地北角 C 南宇和郡愛南町御莊平城700番地南角標識 D 南宇和郡愛南町御莊平城長崎水門南端から海岸線沿い東へ40メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町御莊平山大島南端見通し150メートルの点	〃	南宇和郡愛南町御莊菊川、御莊平山、御莊長洲、御莊平城、御莊和口、御莊長月及び御莊深泥	別記2のとおり
宇区第205号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町防城成川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町成川防波堤西側突端 B 南宇和郡愛南町防城メロ鼻突端 点 ア Aから356度190メートルの点 イ Bから31度150メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇区第206号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水平岩突端 B 南宇和郡愛南町赤水広浦中鼻から海岸沿い南へ125メートルの標識 C 南宇和郡愛南町赤水22番地2北角の標識 点 ア Aから293度200メートルの点 イ Bから293度180メートルの点 ウ Bから293度280メートルの点 エ Cから293度320メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇区第207号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	4月1日から8月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水971番地東角の標識 B Aから海岸沿い北東へ38メートルの標識 点 ア Aから122度45メートルの点 イ Bから110度45メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記1及び2のとおり
宇区第208号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町高畑地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑後越宮ノ鼻突端 B 南宇和郡愛南町高畑後越中鼻突端 C 南宇和郡愛南町高畑25番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町延命寺供養塔見通し50メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し110メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し70メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町柏崎鼻見通し60メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇区第209号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 基点Bから海岸沿い北へ60メートルの標識 B 南宇和郡愛南町中浦11番地北角の標識 点 ア Bから296度223メートルの点 イ Bから280度250メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件
宇区第210号	第1種区画漁業	真珠貝・かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	ABの直線とAB間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Dア、アイ、イウ及びウエの4直線とDE間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町中浦1676番地北角の標識 B 南宇和郡愛南町中浦マブネ鼻先端 C 南宇和郡愛南町中浦1678番地東角の標識 D Cから海岸沿い南へ15メートルの点 E Cから海岸沿い西北西へ30メートルの点 点 ア Dから90度30メートルの点 イ Cから50度35メートルの点 ウ Eから21度30メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇区第211号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、Dエ及びエBの6直線とAB及びDE間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦マブネ鼻先端 B 南宇和郡愛南町中浦二子婆北端 C 南宇和郡愛南町中浦信田東鼻先端 D 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦鼻先端 E 南宇和郡愛南町中浦1867番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒ガキ鼻見通し85メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し50メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し165メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町中浦火道真谷見通し65メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇区第212号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cイ、イウ及びウDの3直線とCD間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町中浦二子婆西端 B 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦鼻先端 C Aから海岸沿い南西へ40メートルの標識 D Aから海岸沿い南へ60メートルの標識 点 ア 南宇和郡愛南町中浦信田東鼻先端から同町中浦火道真谷見通し65メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻先端見通し25メートルの点 ウ Dから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻先端から南へ40メートルの標識見通し25メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇区第213号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bイ、イウ及びウCの3直線とBC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町中浦戸ノ浦鼻先端 B 南宇和郡愛南町中浦ほうの木鼻先端 C Bから海岸沿い西へ45メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町大島南端見通し線とBから同町二子婆見通し線との交点 イ Bから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻見通し32メートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町中浦信田西鼻見通し32メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇区第214号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア、アイ及びイCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦地蔵ヶ瀬東端 B 南宇和郡愛南町中浦段ノ網代標識 C 南宇和郡愛南町中浦段ノ網代東鼻先端 点 ア Bから191度118メートルの点 イ Cから170度156メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇区第215号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町猿鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウクロ鼻西端の標識 B 南宇和郡愛南町猿鳴ネガセ穴の口鼻北端 点 ア Aから328度150メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し250メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇区第216号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町猿鳴地先	Dア、アイ及びイCの3直線とCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウクロ鼻西端の標識 B 南宇和郡愛南町猿鳴ネガセ穴の口鼻北端 C Bから94度210メートルの点 D Aから183度40メートルの点 点 ア Aから320度347メートルの点 イ Bから346度432メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	1 別記2のとおり 2 当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が4,991平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:正方形、規格:30メートル×30メートル、台数:5台、形状:円形、規格:直径25メートル、台数:1台
宇区第217号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町猿鳴地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町三ツ畑島上島北端 B 南宇和郡愛南町三ツ畑島下島南端 点 ア Aから南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウクロ鼻見通し40メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウクロ鼻見通し290メートルの点 ウ Bから103度305メートルの点 エ Bから77度65メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇区第218号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町猿鳴地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町三ツ畑島下島南端 点 ア Aから60度70メートルの点 イ Aから102度490メートルの点 ウ Aから130度555メートルの点 エ Aから177度215メートルの点	〃	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	1 別記2のとおり 2 当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が1,320平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:だ円、規格:24メートル×14メートル、台数:5台
宇区第219号	第1種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町船越地	ABの直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域	〃	南宇和郡愛南町越田、弓立、小	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件
				先	基点 A 南宇和郡愛南町船越磯崎より海岸線沿い東へ200メートルの標識 B 南宇和郡愛南町船越コケ岬先端		浦、樫月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	
宇区第220号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町船越地先	Aア、アイ及びイCの3直線とCA間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町船越1869番地(一軒家)東端の標識 B 南宇和郡愛南町船越黒鼻より海岸線沿い西へ60メートルの標識 C 南宇和郡愛南町船越1753番地南角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町中泊女呂岬見通し170メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町内泊平床鼻見通し200メートルの点	〃	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、樫月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり
宇区第221号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町内泊地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町内泊554番地3北東の角 B 南宇和郡愛南町内泊東防波堤東側付根 点 ア Aから346度500メートルの点 イ Aから346度120メートルの点 ウ Bから346度200メートルの点 エ Bから346度380メートルの点	〃	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、樫月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり
宇区第222号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町内泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町内泊カマ碁の標識 B 南宇和郡愛南町内泊25番地-1(旧西浦小学校)護岸の標識 点 ア Aから80度200メートルの点 イ Bから80度170メートルの点	〃	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、樫月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり
宇区第223号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町外泊地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中泊12番地(愛南漁業協同組合水揚場)西角の標識 B 南宇和郡愛南町外泊第5防波堤西側先端 点 ア Aから354度240メートルの点 イ Aから354度100メートルの点 ウ Bから354度90メートルの点 エ Bから354度230メートルの点	〃	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、樫月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり
宇区第224号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町外泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町外泊道越鼻先端 B 南宇和郡愛南町外泊68番地(網干場)北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町中泊赤崎鼻見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町中泊赤崎鼻見通し100メートルの点	〃	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、樫月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり
宇区第225号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町外泊地先	Aア及びイBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町外泊34番地(皇岩)西端の標識 B 南宇和郡愛南町外泊道越鼻より海岸線沿い西へ160メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町船越磯崎見通し250メートルの点	〃	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、樫月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり
宇区第226号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町下久家地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から85メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町樽見鼻より海岸線沿い北へ150メートルの標識 B 南宇和郡愛南町下久家風無鼻より海岸線沿い東へ200メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町亀倉鼻見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻西端見通し100メートルの点	〃	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、樫月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり
宇区第227号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町下久家地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町樽見鼻東端 B 南宇和郡愛南町下久家風無鼻より海岸線沿い東へ200メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町亀倉鼻見通し510メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町亀倉鼻見通し300メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻西端見通し190メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻西端見通し400メートルの点	〃	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、樫月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり
宇区第228号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町船越、久家、下久家地先	Bイ、イア、アウ及びウCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から120メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、愛南町久家894番地(作業場)北角より19度の線から西側100メートルの航路幅の区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町久家1番地北角の標識 B 南宇和郡愛南町久家856番地-2北角の標識 C 南宇和郡愛南町下久家風無鼻 点 ア Aから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻西端見通し600メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町船越446番地作業場東角見通し線とAから穴の鼻西端との交点 ウ Cから南宇和郡愛南町樫月鼻見通し120メートルの点	〃	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、樫月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり
宇区第229号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町越田地先	ABの直線とAB間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町小浦穴の鼻 B 南宇和郡愛南町越田亀倉の鼻	〃	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、樫月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	1 別記2のとおり 2 当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなければならぬ。
宇区第230号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町福浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町福浦1263番地作業場西側付根 B 南宇和郡愛南町明神鼻北端 C 南宇和郡愛南町笠ハズン鼻から西へ200メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町小成川388番地2標識見通し160メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町小成川388番地2標識見通し415メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町名切鼻見通し300メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町札立防波堤突端見通し400メートルの点 オ Cから南宇和郡愛南町札立防波堤突端見通し145メートルの点 カ Bから南宇和郡愛南町名切鼻見通し95メートルの点	〃	南宇和郡愛南町樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦及び武者泊	別記2のとおり
宇区第231号	第1種区画漁業	魚類小割式	1月1日から	南宇和郡愛	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域	〃	南宇和郡愛南町	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件
231号	画漁業	養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	12月31日まで	南宇和郡愛南町大成川地先	基点 A 南宇和郡愛南町大成川防波堤東側付根から東へ10メートルの標識 B 南宇和郡愛南町樽見705番地西側付根から西へ35メートルの標識  点 ア Aから南宇和郡愛南町明神鼻見通し100メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町明神鼻見通し300メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町麦ヶ浦450番地地先潜標識見通し280メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町麦ヶ浦450番地地先潜標識見通し80メートルの点		樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦及び武者泊	
宇区第232号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町柿ノ浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柿ノ浦オドシ谷南鼻の標識 B 南宇和郡愛南町柿ノ浦八郎塔南端 C 南宇和郡愛南町水谷鼻南端  点 ア Aから南宇和郡愛南町久良御台場北鼻標識見通し225メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町久良天嶋東端見通し200メートルの点 ウ Cから高知県宿毛市鶴来島西端見通し230メートルの点 エ Cから高知県宿毛市鶴来島西端見通し60メートルの点	〃	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮎越、古月、久良、蓮乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙	別記2のとおり
宇区第233号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町水谷地先	アイ、イウ、ウB、BC及びCアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町水谷鼻南端 B 南宇和郡愛南町大浜西コガネ崎先端 C Bより北へ海岸沿い180メートルの点  点 ア Aから高知県宿毛市鶴来島西端見通し60メートルの点 イ Aから高知県宿毛市鶴来島西端見通し230メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町当木島東端見通し200メートルの点	〃	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮎越、古月、久良、蓮乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙	別記2のとおり
宇区第234号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中玉地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中玉荒谷大ズエ鼻先端 B 南宇和郡愛南町中玉荒谷観音岩南端  点 ア Aから180度300メートルの点 イ Aから180度500メートルの点 ウ Bから180度500メートルの点 エ Bから180度300メートルの点	〃	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮎越、古月、久良、蓮乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙	別記2のとおり
宇区第235号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町古月地先	Aイ、イア及びアBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町鮎越島南先端 B 南宇和郡愛南町古月テッソ鼻先端  点 ア Bから南宇和郡愛南町日土鼻見通し70メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町御台場北鼻見通し300メートルの点	〃	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮎越、古月、久良、蓮乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙	別記2のとおり
宇区第236号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町深浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町西敦盛鼻先端 B 南宇和郡愛南町敦盛523番地向山愛南漁業協同組合漁具倉庫東端  点 ア Aから南宇和郡愛南町深浦241番地住宅西角標識見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町深浦1841番地旧深浦漁業協同組合西角標識見通し100メートルの点	〃	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮎越、古月、久良、蓮乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙	別記2のとおり
宇区第237号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町深浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町敦盛523番地向山愛南漁業協同組合漁具倉庫東端 B 南宇和郡愛南町深浦二本松沖ニナエ塔中央  点 ア Aから南宇和郡愛南町深浦1841番地旧深浦漁業協同組合西角標識見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町深浦オカニナエ塔見通し100メートルの点	〃	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮎越、古月、久良、蓮乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙	別記2のとおり
宇区第238号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町柿ノ浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柿ノ浦オドシ谷南鼻標識 B 南宇和郡愛南町柿ノ浦灯台  点 ア Aから南宇和郡愛南町久良御台場北鼻標識見通し225メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町鮎越丸落北鼻見通し100メートルの点	〃	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮎越、古月、久良、蓮乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙	別記2のとおり
宇区第239号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町大浜地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町大浜西コガネ崎鼻先端 B 南宇和郡愛南町大浜東コガネ崎鼻先端 C 南宇和郡愛南町大浜タダノ崎鼻先端  点 ア Aから南宇和郡愛南町当木島南端見通し200メートルの点 イ Cから204度645メートルの点 ウ Cから204度225メートルの点	〃	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮎越、古月、久良、蓮乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙	別記2のとおり
宇区第240号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町大浜地先	アイ、イア及びアBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町黒崎鼻先端 B 南宇和郡愛南町大浜小島鼻先端 C 南宇和郡愛南町大浜タダノ崎鼻先端  点 ア Cから204度225メートルの点 イ Cから204度645メートルの点	〃	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮎越、古月、久良、蓮乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙	別記2のとおり
宇区第241号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町敦盛地先	Aア、アイ、イBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町敦盛東敦盛鼻先端 B 南宇和郡愛南町敦盛西敦盛鼻先端	〃	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水及び垣内	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称 (除く)	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は 団体漁業種の別	関係地区	条件
					点 ア Aから南宇和郡愛南町垣内837番地西角標識見通し50メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町深浦241番地住宅西角標識見通し100メートルの点			
宇区第242号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中玉地先	アイ、イカ、カオ及びオアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中玉二子岩南端 B 南宇和郡愛南町脇本大付東南端 点 ア Aから180度250メートルの点 イ Aから180度550メートルの点 ウ Bから180度650メートルの点 エ Bから180度250メートルの点 オ アからエ見通し1,104メートルの点 カ イからウ見通し1,100メートルの点	〃	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水及び垣内	別記2のとおり
宇区第243号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中玉地先	オカ、カウ、ウエ及びエオの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中玉二子岩南端 B 南宇和郡愛南町脇本大付東南端 点 ア Aから180度250メートルの点 イ Aから180度550メートルの点 ウ Bから180度650メートルの点 エ Bから180度250メートルの点 オ エからア見通し1,246メートルの点 カ ウからイ見通し1,241メートルの点	〃	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水及び垣内	別記2のとおり
宇区第244号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜瀧の下標識 B 南宇和郡愛南町久良中天巖標識 C 南宇和郡愛南町久良天巖鼻灯台下の大岩標識 点 ア Cから241度750メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し590メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町樽見鼻見通し170メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町野地北端見通し360メートルの点 オ Bから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し620メートルの点 カ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し810メートルの点	〃	南宇和郡愛南町久良	1 別記2のとおり 2 当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が13,927平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:正方形、規格:50メートル×50メートル、台数:4台、形状:円形、規格:直径50メートル、台数:2台
宇区第245号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良天巖鼻灯台下の大岩標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒岩見通し560メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町烏帽子岩見通し240メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し590メートルの点 エ Aから241度750メートルの点	〃	南宇和郡愛南町久良	1 別記2のとおり 2 当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなければならない。
宇区第246号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良天巖鼻灯台下の大岩標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町烏帽子岩見通し240メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町黒岩見通し560メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し550メートルの点 エ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し225メートルの点	〃	南宇和郡愛南町久良	別記2のとおり
宇区第247号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	カア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオカの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良3661番地西端の標識 B 南宇和郡愛南町久良ボラアジノ鼻の標識 C 南宇和郡愛南町久良天巖内小鼻の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良小屋の浦鼻標識見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町久良鶴の塔標識見通し300メートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町深浦八郎塔標識見通し400メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町深浦八郎塔標識見通し250メートルの点 オ Bから南宇和郡愛南町久良鶴の塔標識見通し100メートルの点 カ Aから南宇和郡愛南町久良小屋の浦鼻標識見通し100メートルの点	〃	南宇和郡愛南町久良	別記2のとおり
宇区第248号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エB及びBAの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良小屋の浦鼻標識 B 南宇和郡愛南町久良土鼻標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良3661番地西端の標識見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町久良ボラアジノ鼻の標識見通し370メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し450メートルの点 エ Bから75度120メートルの点	〃	南宇和郡愛南町久良	別記2のとおり
宇区第249号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良土鼻標識 点 ア Aから75度250メートルの点 イ Aから75度120メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し450メートルの点 エ Aから127度560メートルの点	〃	南宇和郡愛南町久良	1 別記2のとおり 2 当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が400平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:正方形、規格:10メートル×10メートル、台数:4台
宇区第250号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良土鼻標識 B 南宇和郡愛南町古月ガゴヤ鼻標識 点 ア Bから南宇和郡愛南町久良天巖鼻東端見通し60メートルの点 イ Aからア見通し250メートルの点 ウ Aから127度560メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町久良天巖鼻東端見通し600メートルの点	〃	南宇和郡愛南町久良	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇区第251号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町久良地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良トクンタネ西小鼻標識 B 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滝の下標識 C 南宇和郡愛南町久良中天嶺標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町野地島頂見通し200メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町野地島頂見通し425メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町当木島西端見通し810メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し620メートルの点 オ Cから南宇和郡愛南町野地北端見通し360メートルの点 カ Cから南宇和郡愛南町樽見鼻見通し170メートルの点	〃	南宇和郡愛南町久良	別記2のとおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。